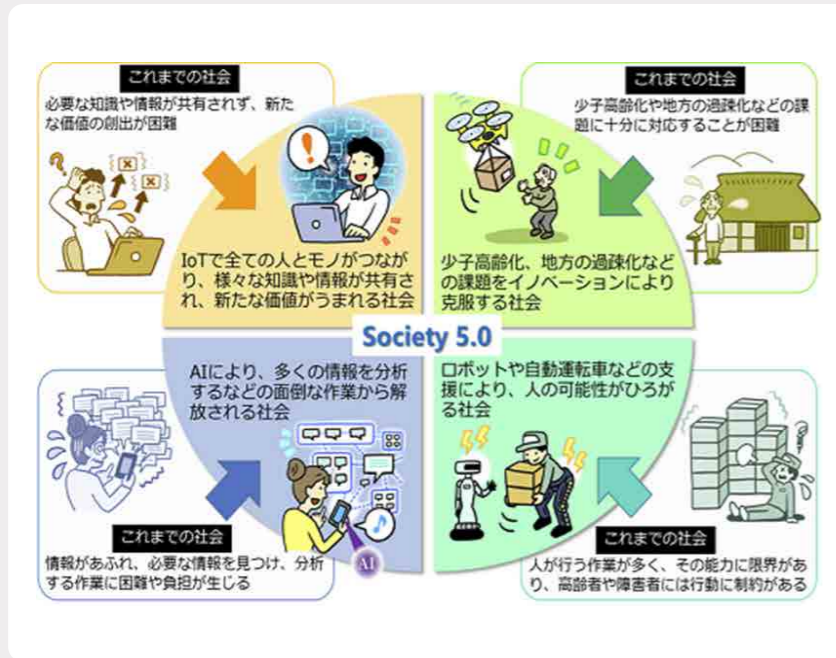


1 学校のICT環境整備

新学習指導要領の実現のためには、ICT環境整備が不可欠

Society5.0で実現する社会

新しい価値やサービスが創出され、人々に豊かさをもたらす新しい社会

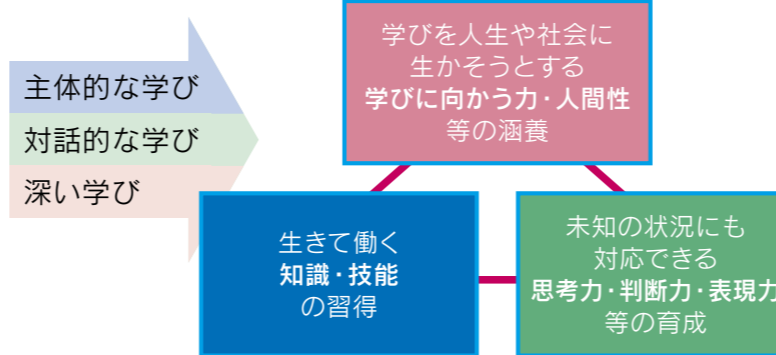


【出典】内閣府ホームページ等より

新学習指導要領における育成すべき「資質・能力の三つの柱」

新学習指導要領の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実



何ができるようになるか

教科等横断的に学習の基盤となる資質・能力
言語能力 情報活用能力 問題発見・解決能力

「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」のポイント



目標としている水準

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
1日1コマ分程度、児童・生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現
 - 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
 - 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室1台、特別教室用として6台
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
 - 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
 - 統合型校務支援システム **100%整備**
 - ICT支援員 **4校に1人配置**
 - 上記のほか、学習用ツール(*)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
- (*)ワープロや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

～ 技術の進展に応じた教育の革新 ～

背景

- 技術革新は、一人一人の能力等に応じた個別最適化された学びや、場所や時間に制約されず主体的に学び続けることができる環境を実現しうる。
- 教師に求められる役割や資質・能力も変化。こうした変化に対応するため、養成・採用・研修の全体を通じた教師の育成が必要。働き方改革も重要。
- 学校のICT環境は脆弱であり、教育の発展にとって危機的な状況。ICTは教育の「マストアイテム」であり、関係者が意識を高め、整備の加速化が必要。

(平成31年1月:教育再生実行会議中間報告より抜粋)

資質・能力の育成につながるICT活用

(1) わかる授業のための拡大提示



(2) 知識・技能の定着・応用のための個別学習



(3) 主体的な学習の促進による深い学び



(4) 対話的な学習による深い学び



地方財政措置が講じられています
1,805億円/年(5年間)

標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費	434万円(生徒642人程度)
特別支援学校費	573万円(35学級)

市町村

小学校費	622万円(18学級)
中学校費	595万円(15学級)

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額(単年度)を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

2 地方自治体の情報化推進のために

実現に向けた検討項目

教育の情報化推進の基本プロセスに則り、ICT環境整備を進めていきます

基本プロセスと進め方

- 1 推進担当者・体制を決める**
 ・必要な施策を計画的に企画・立案し、指導、助言等の内容を精査し、責任を持って必要な対応を行う部局や担当者の決定
 P.11
- 2 目的を明確にする**
 ・地域の学校の課題を整理し、あるべき姿(目的)の明確化
 ・教育の情報化のビジョンを策定し、自治体の「教育振興基本計画」に盛り込む
 P.14
- 3 教育の情報化推進計画を策定する**
 ・教育の情報化ビジョン・目的に基づいたICT環境整備推進計画の策定
 ・設定した教育目標を実現するために必要なICT環境の段階的整備
 P.16
- 4 予算要求のための説明を行う**
 ・現場のニーズと整合した導入
 ・明確なビジョンと目的の下で説明
 ・説明の重点や導入効果等のエビデンス
 ・継続的に活用されるための仕組み
 P.20
- 5 全校展開を見据えたモデル事業を行う**
 ・予算獲得を目指す先行モデル
 ・普及のための拠点校モデル
 ・外部からの支援や共同による研究校
 P.22
- 6 機器・システム・支援体制の調達を行う**
 ・調達の課題
 ・調達仕様策定に当たっての情報入手
 ・調達仕様書の作成
 ・仕様策定の基本
 ・調達方法
 ・買取契約とリース契約
 P.24
- 7 活用推進の仕組みを実行する**
 ・教育委員会として提供する仕組み
 ・学校内の仕組み
 P.29

※環境整備が進んだ自治体や、課題を解決した自治体からの報告を基本プロセスを作成

目的を明確にする ～新学習指導要領の趣旨を踏まえて、教育の情報化の目的を明確にしましょう～

新学習指導要領の基本的考え方(学習過程の質的改善)

「主体的・対話的で深い学び」の実現

- ・主体的な学び:** 学ぶことに興味を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び
- ・対話的な学び:** 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び
- ・深い学び:** 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)
(平成28年12月21日中央教育審議会)を参考に作成

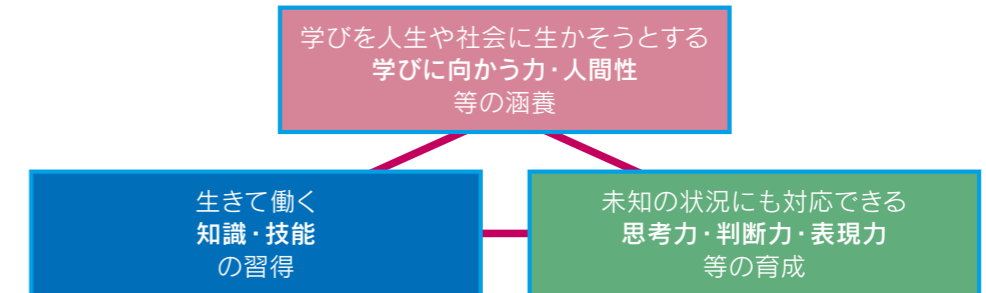


・新学習指導要領においては、言語能力等と並び情報活用能力が「学習の基盤」となる資質・能力とされています
 ・情報活用能力を習得するには、指導上の工夫とICTを日常的に活用する環境が整備されている必要があります

新学習指導要領における育成すべき「資質・能力の三つの柱」

何ができるようになるか

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の改善



ICTを効果的に活用する学習場面の例

A 一斉学習

挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。

A1 教員による教材の提示



画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用

B 個別学習

デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進捗で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。

B1 個に応じる学習



一人一人の習熟の程度等に応じた学習

B2 調査活動



インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録

B3 思考を深める学習



シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習

B4 表現・制作



マルチメディアを用いた資料、作品の制作

B5 家庭学習



情報端末の持ち帰りによる家庭学習

C 協働学習

タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。

C1 発表や話し合い



グループや学級全体での発表・話し合い

C2 協働での意見整理



複数の意見・考えを議論して整理

C3 協働制作



グループでの分担、協働による作品の制作

C4 学校の壁を越えた学習



遠隔地や海外の学校等との交流授業

※「学びのイノベーション事業」実践研究報告書(平成26年度)より

3 自治体診断フローチャート

まず手始めに、自治体診断フローチャートで自治体の状況を診断しましょう

